



福岡県医第 2682 号（地）

令和 7 年 1 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 6 年 12 月 5 日付け厚生労働省告示第 359 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 12 月 6 日から適用された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和 6 年 12 月 5 日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますので併せてご連絡申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 44 品目、注射薬 17 品目、外用薬 10 品目）が薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

・ バイクロット配合静注用

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5

日付け保医発 0305 第 2 号。以下「加算等後発医薬品通知」という) により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料 2 (「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和 6 年 12 月 5 日付け保医発 1205 第 1 号、以下「改正通知」という)の[別添 1]に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 1 に、[別添 2]に掲げる医薬品を同通知の別紙 2 に加え、令和 6 年 12 月 6 日から適用すること。

[別添 3]に掲げる医薬品を同通知の別紙 3 に加え、令和 7 年 1 月 1 日から適用すること。

[別添 4]に掲げる医薬品を同通知の別紙 3 に加え、令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。

[参考] 後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア(置換え率)の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{後発医薬品の数量シェア(置き換え率)} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

(添付資料)

1. 官報(令和 6 年 12 月 5 日号外第 283 号抜粋)
 - ・厚生労働省告示第 359 号
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
(令和 6 年 12 月 5 日付け保医発 1205 第 1 号厚生労働省保険局医療課長)
3. 令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
(令和 6 年 12 月 5 日付け医政産情企発 1205 第 2 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長)

日医発第1647号（保険）
令和 6 年 12 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 6 年 12 月 5 日付け厚生労働省告示第 359 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 12 月 6 日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

また、薬価基準に収載された後発医薬品の中には、同一成分で多数の銘柄が存在する品目が収載されていることから、後発医薬品の安定供給に係る対応として、令和 6 年 12 月 5 日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知が示されておりますので併せてご連絡申し上げます。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 44 品目、注射薬 17 品目、外用薬 10 品目）が薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

・バイクロット配合静注用

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料 2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 12 月 5 日付け保医発 1205 第 1 号、以下「改正通知」という）の〔別添 1〕に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 1 に、〔別添 2〕に掲げる医薬品を同通知の別紙 2 に加え、令和 6 年 12 月 6 日から適用すること。

〔別添 3〕に掲げる医薬品を同通知の別紙 3 に加え、令和 7 年 1 月 1 日から適用すること。

〔別添 4〕に掲げる医薬品を同通知の別紙 3 に加え、令和 7 年 4 月 1 日から適用すること。

〔参考〕後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

（添付資料）

1. 官報（令和 6 年 12 月 5 日 号外第 283 号 抜粋）

・厚生労働省告示第 359 号

2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和 6 年 12 月 5 日付け 保医発 1205 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

3. 令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について

（令和 6 年 12 月 5 日付け 医政産情企発 1205 第 2 号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働三三九)
○種苗法第十三条第一項及び第二十一
条の二第三項の規定に基づき品種登
録出願及び届出に係る事項を公示す
る件(農林水産二二一九)

(公 告)

諸 事 項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及
び徴収期間の変更関係
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却
命令関係
会社その他
会社決算公告

一 五 八 四 四

告

示

○厚生労働省告示第三百五十九号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月六日
から適用する。

令和六年十二月五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(横線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表 注 1 ～ 3 (略) 第 1 部 ～ 第 10 部 (略)				別表 注 1 ～ 3 (略) 第 1 部 ～ 第 10 部 (略) (新設)			
第 11 部 追 補 (7) 内 用 薬							
品 名	規 格	単 位	薬 価				
(あ)							
アセトアミノフェン錠 300mg 「ケンエー」	300mg	1 錠	6.00				
アセトアミノフェン錠 500mg 「ケンエー」	500mg	1 錠	11.20				
(え)							
エゼロス配合錠 HD 「サワイ」		1 錠	37.70				
エゼロス配合錠 HD 「J G」		1 錠	37.70				
エゼロス配合錠 LD 「サワイ」		1 錠	37.70				
エゼロス配合錠 LD 「J G」		1 錠	37.70				
(さ)							
サキサグリブチン錠 2.5mg 「サワイ」	2.5mg	1 錠	26.90				
サキサグリブチン錠 5 mg 「サワイ」	5 mg	1 錠	40.30				
(す)							
スニチニブ錠 12.5mg 「NK」	12.5mg	1 錠	2,129.60				
スマトリブタン錠 50mg 「TW」	50mg	1 錠	142.10				
(た)							
炭酸ランタン OD 錠 250mg 「FCI」	250mg	1 錠	34.60				
炭酸ランタン OD 錠 500mg 「FCI」	500mg	1 錠	51.00				
(ひ)							
ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠 200mg 「サワイ」	200mg	1 錠	143.60				
ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠 200mg 「DSEP」	200mg	1 錠	143.60				
ビルダグリブチン錠 50mg ^{きょう} 「杏林」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「サワイ」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「J G」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「ZE」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「TCK」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「トーワ」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「日新」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「ニプロ」	50mg	1 錠	18.40				
ビルダグリブチン錠 50mg 「フェルゼン」	50mg	1 錠	18.40				

(ほ)			
ポリコナゾール顆粒20%「タカタ」	20% 1 g		2,745.40
(り)			
リバーロキサバンOD錠10mg「サワイ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「J G」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「T C K」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「トーワ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「日医工」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「ニプロ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠10mg「バイエル」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバンOD錠15mg「サワイ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「J G」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「T C K」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「トーワ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「日医工」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「ニプロ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバンOD錠15mg「バイエル」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバン錠10mg「サワイ」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバン錠10mg「バイエル」	10mg 1 錠		161.30
リバーロキサバン錠15mg「サワイ」	15mg 1 錠		226.70
リバーロキサバン錠15mg「バイエル」	15mg 1 錠		226.70
(れ)			
レナリドミドカプセル2.5mg「トーワ」	2.5mg 1 カプセル		3,250.30
レナリドミドカプセル5 mg「トーワ」	5 mg 1 カプセル		3,873.80
注 射 薬			
品 名	規 格	単 位	薬 価
円			
(え)			
エリブリンメシル酸塩静注液 1 mg「日医工」	1 mg 2 mL 1 瓶		26,758
エリブリンメシル酸塩静注液 1 mg「ニプロ」	1 mg 2 mL 1 瓶		26,758
(け)			
献血アルブミン25%静注25 g / 100mL「K M B」	25% 100mL 1 瓶		8,872
(す)			
スガマデクス静注液200mg「トーワ」	200mg 2 mL 1 瓶		2,897
スガマデクス静注液500mg「トーワ」	500mg 5 mL 1 瓶		6,914

(せ)		
セファゾリンNa注射用0.25g「CHM」	250mg 1 瓶	322
セファゾリンNa注射用0.5g「CHM」	500mg 1 瓶	474
セファゾリンNa注射用1g「CHM」	1 g 1 瓶	346
セファゾリンNa注射用2g「CHM」	2 g 1 瓶	531
(て)		
テクネピロリン酸静注	10MBq	396
(と)		
ドブタミン持続静注50mgシリンジ「テルモ」	0.1%50mL 1 筒	305
ドブタミン持続静注150mgシリンジ「テルモ」	0.3%50mL 1 筒	470
ドブタミン持続静注300mgシリンジ「テルモ」	0.6%50mL 1 筒	897
(は)		
バイクロット配合静注用2.5mL	(第Ⅶa 因子1.5mg第X 因子15mg) 1 瓶 (溶解液 付)	268,272
バイクロット配合静注用5mL	(第Ⅶa 因子3.0mg第X 因子30mg) 1 瓶 (溶解液 付)	536,544
バイクロット配合静注用10mL	(第Ⅶa 因子6.0mg第X 因子60mg) 1 瓶 (溶解液 付)	1,073,088
(へ)		
ペメトレキシド点滴静注液800mg「トーワ」	800mg32mL 1 瓶	60,310
品 名	外 用 薬 規 格 単 位	薬 価 円
(え)		
エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「SEC」	0.1% 1 mL	252.90
エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「ニットー」	0.1% 1 mL	252.90
エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「SEC」	0.05% 1 mL	92.20
(た)		
タフルプロスト点眼液0.0015%「センジュ」	0.0015% 1 mL	308.00
タフルプロスト点眼液0.0015%「TS」	0.0015% 1 mL	308.00
タフルプロスト点眼液0.0015%「日点」	0.0015% 1 mL	308.00
タフルプロスト点眼液0.0015%「わかもと」	0.0015% 1 mL	308.00
(め)		
メトロニダゾールゲル0.75%「マルイシ」	0.75% 1 g	37.50
(ろ)		
ロキソプロフェンNaテープ100mg「DSEP」	10cm×14cm 1 枚	17.10
ロキソプロフェンNaテープ100mg「TW」	10cm×14cm 1 枚	17.10

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和 6 年厚生労働省告示第359号をもって改正され、令和 6 年12月 6 日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 44 品目、注射薬 17 品目及び外用薬 10 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 4 0 1	3, 6 5 3	2, 0 8 2	2 7	1 3, 1 6 3

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 9 月 2 日付け保医発 0902 第 1 号）の記の 4 の（4）中「バイクロット配合静注用」を「バイクロット配合静注用 2.5mL、同配合静注用 5mL 及び同配合静注用 10mL」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 8 月 31 日付け保医発 224 号）の記のⅡの 1 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（5）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の（1）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 3 年 12 月 9 日付け保医発 1209 第 1 号）の記の 3 の（1）を削除する。

1 イミグラン錠 50 及び後発医薬品のスマトリプタンコハク酸塩製剤の保険適用上の取扱い

本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

3 関係通知等の一部改正について

- (1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号）を以下のとおり改正する。
 - ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 2 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 6 年 12 月 6 日から適用すること。
 - ② 別紙 3 に別添 3 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 1 月 1 日から適用とすること。
 - ③ 別紙 3 に別添 4 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 4 月 1 日から適用とすること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和6年12月6日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1141007F2060	アセトアミノフェン	3 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン錠3 0 0 m g 「ケンエー」	健栄製薬	6. 00
内用薬	1141007F3040	アセトアミノフェン	5 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン錠5 0 0 m g 「ケンエー」	健栄製薬	11. 20
内用薬	2160003F1189	スマトリプタンコハク酸塩	5 0 m g 1 錠	スマトリプタン錠5 0 m g 「TW」	東和薬品	142. 10
内用薬	2189102F1032	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠LD「JG」	日本ジェネリック	37. 70
内用薬	2189102F1040	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	37. 70
内用薬	2189102F2039	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠HD「JG」	日本ジェネリック	37. 70
内用薬	2189102F2047	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠HD「サワイ」	沢井製薬	37. 70
内用薬	2190029F3070	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠2 5 0 m g 「FCI」	富士化学工業	34. 60
内用薬	2190029F4076	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠5 0 0 m g 「FCI」	富士化学工業	51. 00
内用薬	3339003F1032	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパン錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	161. 30
内用薬	3339003F1040	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパン錠1 0 m g 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	161. 30
内用薬	3339003F2039	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパン錠1 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	226. 70
内用薬	3339003F2047	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパン錠1 5 m g 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	226. 70
内用薬	3339003F3035	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 0 m g 「JG」	日本ジェネリック	161. 30
内用薬	3339003F3043	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 0 m g 「TCK」	辰巳化学	161. 30
内用薬	3339003F3051	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	161. 30
内用薬	3339003F3060	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 0 m g 「トール」	東和薬品	161. 30
内用薬	3339003F3078	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 0 m g 「日医工」	日医工	161. 30
内用薬	3339003F3086	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	161. 30
内用薬	3339003F3094	リバーロキサパン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 0 m g 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	161. 30
内用薬	3339003F4031	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「JG」	日本ジェネリック	226. 70
内用薬	3339003F4040	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「TCK」	辰巳化学	226. 70
内用薬	3339003F4058	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	226. 70
内用薬	3339003F4066	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「トール」	東和薬品	226. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3339003F4074	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「日 医工」	日医工	226. 70
内用薬	3339003F4082	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「ニ プロ」	ニプロ	226. 70
内用薬	3339003F4090	リバーロキサパン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサパンOD錠1 5 m g 「バ イエル」	バイエルライフサ イエンス	226. 70
内用薬	3969011F1039	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	18. 40
内用薬	3969011F1047	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「T C K」	辰巳化学	18. 40
内用薬	3969011F1055	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	18. 40
内用薬	3969011F1063	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメ ディオ	18. 40
内用薬	3969011F1071	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「サワ イ」	沢井製薬	18. 40
内用薬	3969011F1080	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「トー ワ」	東和薬品	18. 40
内用薬	3969011F1098	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	18. 40
内用薬	3969011F1101	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「ニプ ロ」	ニプロ	18. 40
内用薬	3969011F1110	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠5 0 m g 「フェル ゼン」	ダイト	18. 40
内用薬	3969017F1036	サキサグリプチン水和物	2. 5 m g 1 錠	サキサグリプチン錠2. 5 m g 「サワ イ」	沢井製薬	26. 90
内用薬	3969017F2032	サキサグリプチン水和物	5 m g 1 錠	サキサグリプチン錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	40. 30
内用薬	3999038F1037	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	2 0 0 m g 1 錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠2 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	143. 60
内用薬	3999038F1045	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	2 0 0 m g 1 錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	143. 60
内用薬	4291018F1020	スニチニブリンゴ酸塩	1 2. 5 m g 1 錠	スニチニブ錠1 2. 5 m g 「NK」	日本化薬	2, 129. 60
内用薬	4291024M1067	レナリドミド	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル5 m g 「トー ワ」	東和薬品	3, 873. 80
内用薬	4291024M2063	レナリドミド	2. 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2. 5 m g 「トーワ」	東和薬品	3, 250. 30
内用薬	6179001D1022	ポリコナゾール	2 0 % 1 g	ポリコナゾール顆粒2 0 % 「タカタ」	高田製薬	2, 745. 40
注射薬	2119404G5059	ドブタミン塩酸塩	0. 1 % 5 0 m L 1 筒	ドブタミン持続静注5 0 m g シリンジ 「テルモ」	テルモ	305. 00
注射薬	2119404G6055	ドブタミン塩酸塩	0. 3 % 5 0 m L 1 筒	ドブタミン持続静注1 5 0 m g シリン ジ「テルモ」	テルモ	470. 00
注射薬	2119404G7043	ドブタミン塩酸塩	0. 6 % 5 0 m L 1 筒	ドブタミン持続静注3 0 0 m g シリン ジ「テルモ」	テルモ	897. 00
注射薬	3929409A1090	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液2 0 0 m g 「トー ワ」	東和薬品	2, 897. 00
注射薬	3929409A2097	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液5 0 0 m g 「トー ワ」	東和薬品	6, 914. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	4229401A3042	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	8 0 0 m g 3 2 m L 1 瓶	ペメトレキセド点滴静注液 8 0 0 m g 「トロー」	富士フイルム富山 化学	60,310.00
注射薬	4291420A1030	エリブリンメシル酸塩	1 m g 2 m L 1 瓶	エリブリンメシル酸塩静注液 1 m g 「日医工」	日医工	26,758.00
注射薬	4291420A1049	エリブリンメシル酸塩	1 m g 2 m L 1 瓶	エリブリンメシル酸塩静注液 1 m g 「ニプロ」	ニプロ	26,758.00
注射薬	6132401D1100	セファゾリンナトリウム水和物	2 5 0 m g 1 瓶	セファゾリン N a 注射用 0 . 2 5 g 「CHM」	ケミックス	322.00
外用薬	1319756Q1049	タフルプロスト	0 . 0 0 1 5 % 1 m L	タフルプロスト点眼液 0 . 0 0 1 5 % 「TS」	テイカ製薬	308.00
外用薬	1319756Q1057	タフルプロスト	0 . 0 0 1 5 % 1 m L	タフルプロスト点眼液 0 . 0 0 1 5 % 「センジュ」	千寿製薬	308.00
外用薬	1319756Q1065	タフルプロスト	0 . 0 0 1 5 % 1 m L	タフルプロスト点眼液 0 . 0 0 1 5 % 「日点」	ロートニッテン	308.00
外用薬	1319756Q1073	タフルプロスト	0 . 0 0 1 5 % 1 m L	タフルプロスト点眼液 0 . 0 0 1 5 % 「わかもと」	わかもと製薬	308.00
外用薬	1319762Q1150	エビナスチン塩酸塩	0 . 0 5 % 1 m L	エビナスチン塩酸塩点眼液 0 . 0 5 % 「SEC」	参天アイケア	92.20
外用薬	1319762Q2032	エビナスチン塩酸塩	0 . 1 % 1 m L	エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0 . 1 % 「SEC」	参天アイケア	252.90
外用薬	1319762Q2040	エビナスチン塩酸塩	0 . 1 % 1 m L	エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0 . 1 % 「ニットー」	東亜薬品	252.90
外用薬	2649735S3292	ロキソプロフェンナトリウム水和物	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェン N a テープ 1 0 0 m g 「DSEP」	第一三共エスファ	17.10
外用薬	2649735S3306	ロキソプロフェンナトリウム水和物	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェン N a テープ 1 0 0 m g 「TW」	東和薬品	17.10
外用薬	2699713Q1034	メトロニダゾール	0 . 7 5 % 1 g	メトロニダゾールゲル 0 . 7 5 % 「マ ルイシ」	丸石製薬	37.50

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)
※令和6年12月6日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	6132401D2149	セファゾリンナトリウム水和物	5 0 0 m g 1 瓶	セファゾリンN a 注射用0. 5 g 「C HM」	ケミックス	474. 00
注射薬	6132401D3226	セファゾリンナトリウム水和物	1 g 1 瓶	セファゾリンN a 注射用1 g 「C H M」	ケミックス	346. 00
注射薬	6132401D4214	セファゾリンナトリウム水和物	2 g 1 瓶	セファゾリンN a 注射用2 g 「C H M」	ケミックス	531. 00

[別添3]

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和7年1月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	2189102F1024	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	ロソーゼット配合錠LD	オルガノン	75.30
内用薬	2189102F2020	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	ロソーゼット配合錠HD	オルガノン	75.30
内用薬	3339003F1024	リバーロキサバン	10mg1錠	イグザレルト錠10mg	バイエル薬品	342.90
内用薬	3339003F2020	リバーロキサバン	15mg1錠	イグザレルト錠15mg	バイエル薬品	476.40
内用薬	3339003F3027	リバーロキサバン	10mg1錠	イグザレルトOD錠10mg	バイエル薬品	342.90
内用薬	3339003F4023	リバーロキサバン	15mg1錠	イグザレルトOD錠15mg	バイエル薬品	481.90
内用薬	3969011F1020	ビルダグリブチン	50mg1錠	エクア錠50mg	ノバルティス ファーマ	60.60
内用薬	3969017F1028	サキサグリブチン水和物	2.5mg1錠	オングリザ錠2.5mg	協和キリン	53.70
内用薬	3969017F2024	サキサグリブチン水和物	5mg1錠	オングリザ錠5mg	協和キリン	80.50
内用薬	3999038F1029	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg1錠	ブラケニル錠200mg	サノフィ	402.40
内用薬	4291018M1029	スニチニブリンゴ酸塩	12.5mg1カプセル	スーテントカプセル12.5mg	ファイザー	4,259.20
注射薬	4291420A1022	エリブリンメシル酸塩	1mg2mL1瓶	ハラヴェン静注1mg	エーザイ	66,857.00

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和7年4月1日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
外用薬	1319762Q2024	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	アレジオンL X点眼液0. 1 %	参天製薬	505. 70
外用薬	2699713Q1026	メトロニダゾール	0. 7 5 % 1 g	ロゼックスゲル0. 7 5 %	マルホ	97. 50

(参考1)

薬価基準告示

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	アセトアミノフェン錠300mg「ケンエー」	アセトアミノフェン	300mg 1錠	6.00
2	内用薬	アセトアミノフェン錠500mg「ケンエー」	アセトアミノフェン	500mg 1錠	11.20
3	内用薬	エゼロス配合錠HD「サワイ」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
4	内用薬	エゼロス配合錠HD「J G」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
5	内用薬	エゼロス配合錠LD「サワイ」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
6	内用薬	エゼロス配合錠LD「J G」	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1錠	37.70
7	内用薬	サキサグリブチン錠2.5mg「サワイ」	サキサグリブチン水和物	2.5mg 1錠	26.90
8	内用薬	サキサグリブチン錠5mg「サワイ」	サキサグリブチン水和物	5mg 1錠	40.30
9	内用薬	スニチニブ錠12.5mg「NK」	スニチニブリンゴ酸塩	12.5mg 1錠	2,129.60
10	内用薬	スマトリブタン錠50mg「TW」	スマトリブタンコハク酸塩	50mg 1錠	142.10
11	内用薬	炭酸ランタンOD錠250mg「F C I」	炭酸ランタン水和物	250mg 1錠	34.60
12	内用薬	炭酸ランタンOD錠500mg「F C I」	炭酸ランタン水和物	500mg 1錠	51.00
13	内用薬	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「サワイ」	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	143.60
14	内用薬	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠200mg「D S E P」	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1錠	143.60
15	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「杏林」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
16	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「サワイ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
17	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「J G」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
18	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「Z E」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
19	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「T C K」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
20	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「トーワ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
21	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「日新」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
22	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「ニプロ」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
23	内用薬	ビルダグリブチン錠50mg「フェルゼン」	ビルダグリブチン	50mg 1錠	18.40
24	内用薬	ポリコナゾール顆粒20%「タカタ」	ポリコナゾール	20% 1g	2,745.40
25	内用薬	リバーロキサバンOD錠10mg「サワイ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
26	内用薬	リバーロキサバンOD錠10mg「J G」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
27	内用薬	リバーロキサバンOD錠10mg「T C K」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
28	内用薬	リバーロキサバンOD錠10mg「トーワ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
29	内用薬	リバーロキサバンOD錠10mg「日医工」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
30	内用薬	リバーロキサバンOD錠10mg「ニプロ」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
31	内用薬	リバーロキサバンOD錠10mg「バイエル」	リバーロキサバン	10mg 1錠	161.30
32	内用薬	リバーロキサバンOD錠15mg「サワイ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
33	内用薬	リバーロキサバンOD錠15mg「J G」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
34	内用薬	リバーロキサバンOD錠15mg「T C K」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
35	内用薬	リバーロキサバンOD錠15mg「トーワ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
36	内用薬	リバーロキサバンOD錠15mg「日医工」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
37	内用薬	リバーロキサバンOD錠15mg「ニプロ」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70
38	内用薬	リバーロキサバンOD錠15mg「バイエル」	リバーロキサバン	15mg 1錠	226.70

	N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
39	内用薬	リバーロキサバン錠10mg「サワイ」	リバーロキサバン	10mg 1 錠	161. 30
40	内用薬	リバーロキサバン錠10mg「バイエル」	リバーロキサバン	10mg 1 錠	161. 30
41	内用薬	リバーロキサバン錠15mg「サワイ」	リバーロキサバン	15mg 1 錠	226. 70
42	内用薬	リバーロキサバン錠15mg「バイエル」	リバーロキサバン	15mg 1 錠	226. 70
43	内用薬	レナリドミドカプセル2. 5mg「トーワ」	レナリドミド	2. 5mg 1 カプセル	3, 250. 30
44	内用薬	レナリドミドカプセル 5 mg「トーワ」	レナリドミド	5 mg 1 カプセル	3, 873. 80
45	注射薬	エリブリンメシル酸塩静注液 1 mg「日医工」	エリブリンメシル酸塩	1 mg 2 mL 1 瓶	26, 758
46	注射薬	エリブリンメシル酸塩静注液 1 mg「ニプロ」	エリブリンメシル酸塩	1 mg 2 mL 1 瓶	26, 758
47	注射薬	献血アルブミン25%静注25 g／100mL「KM B」	人血清アルブミン	25%100mL 1 瓶	8, 872
48	注射薬	スガマデクス静注液200mg「トーワ」	スガマデクスナトリウム	200mg 2 mL 1 瓶	2, 897
49	注射薬	スガマデクス静注液500mg「トーワ」	スガマデクスナトリウム	500mg 5 mL 1 瓶	6, 914
50	注射薬	セファゾリンNa注射用0. 25 g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	250mg 1 瓶	322
51	注射薬	セファゾリンNa注射用0. 5 g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	500mg 1 瓶	474
52	注射薬	セファゾリンNa注射用 1 g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	1 g 1 瓶	346
53	注射薬	セファゾリンNa注射用 2 g「CHM」	セファゾリンナトリウム水和物	2 g 1 瓶	531
54	注射薬	テクネピロリン酸静注	ピロリン酸テクネチウム（9 9 m T c）	10MBq	396
55	注射薬	ドブタミン持続静注50mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0. 1%50mL 1 筒	305
56	注射薬	ドブタミン持続静注150mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0. 3%50mL 1 筒	470
57	注射薬	ドブタミン持続静注300mgシリンジ「テルモ」	ドブタミン塩酸塩	0. 6%50mL 1 筒	897
58	注射薬	バイクロット配合静注用2. 5mL	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子	（第Ⅶ a 因子1. 5mg第Ⅹ因子15mg） 1 瓶（溶解液付）	268, 272
59	注射薬	バイクロット配合静注用 5 mL	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子	（第Ⅶ a 因子3. 0mg第Ⅹ因子30mg） 1 瓶（溶解液付）	536, 544
60	注射薬	バイクロット配合静注用10mL	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子	（第Ⅶ a 因子6. 0mg第Ⅹ因子60mg） 1 瓶（溶解液付）	1, 073, 088
61	注射薬	ペメトレキセド点滴静注液800mg「トーワ」	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	800mg32mL 1 瓶	60, 310
62	外用薬	エピナスチン塩酸塩 L X点眼液0. 1%「SEC」	エピナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
63	外用薬	エピナスチン塩酸塩 L X点眼液0. 1%「ニットー」	エピナスチン塩酸塩	0. 1% 1 mL	252. 90
64	外用薬	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 05%「SEC」	エピナスチン塩酸塩	0. 05% 1 mL	92. 20
65	外用薬	タフルプロスト点眼液0. 0015%「センジュ」	タフルプロスト	0. 0015% 1 mL	308. 00
66	外用薬	タフルプロスト点眼液0. 0015%「TS」	タフルプロスト	0. 0015% 1 mL	308. 00
67	外用薬	タフルプロスト点眼液0. 0015%「日点」	タフルプロスト	0. 0015% 1 mL	308. 00
68	外用薬	タフルプロスト点眼液0. 0015%「わかもと」	タフルプロスト	0. 0015% 1 mL	308. 00
69	外用薬	メトロニダゾールゲル0. 75%「マルイシ」	メトロニダゾール	0. 75% 1 g	37. 50
70	外用薬	ロキソプロフェンNaテープ100mg「DSEP」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1 枚	17. 10
71	外用薬	ロキソプロフェンNaテープ100mg「TW」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1 枚	17. 10

(参考2：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成26年9月2日保医発0902第1号）の記の4の（4）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) <u>バイクロット配合静注用 2.5mL、同配合静注用 5mL 及び同配合静注用 10mL</u> ① 本製剤は乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③ 本製剤の使用に当たっては、血液凝固第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) <u>バイクロット配合静注用</u> ① 本製剤は乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③ 本製剤の使用に当たっては、血液凝固第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子のインヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 8 月 31 日付け保医発 224 号）の記のⅡの 1

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 イミグラン錠 50 <u>及び後発医薬品のスマトリプタンコハク酸塩製剤</u> の保険適用上の取扱い 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 イミグラン錠 50 の保険適用上の取扱い 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （5） スマトリプタン錠 50mg「アメル」、同「SN」、同「F」、同「FFP」、 同「JG」、同「タカタ」、同「DK」、同「TCK」、同「トーワ」、同 「日医工」、同「マイラン」及び同「YD」並びにスマトリプタン 内用液 50mg「タカタ」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与する こと。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 12 月 8 日付け保医発 1208 第 1 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) スマトリプタン錠 50mg「アスペン」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和３年１２月９日付け保医発１２０９第１号）の記の３の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１） スマトリプタン錠 50mg「SPKK」 本製剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与すること。

医政産情企発 1205 第 2 号
令和 6 年 12 月 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

医政産情企発 1205 第 1 号
令和 6 年 12 月 5 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発第 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしくお願いします。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 6 年 12 月 6 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を含んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。